

令和3年度 第2回 第12地区教科書採択教育委員会協議会議事録

- 1 日 時 令和3年7月19日(月) 15時00分から15時28分
- 2 場 所 幕別町百年記念ホール特別会議室
- 3 出席委員  
会 長 菅野 勇次(幕別町)  
副 会 長 福地 隆 (音更町)  
監 事 程野 仁(芽室町) 加賀 学 (池田町)  
委 員 土屋 仁志(土幌町) 小堀 雄二(上土幌町)  
大井 和行(鹿追町) 武田 芳秋(新得町) 三澤 吏佐子(清水町)  
上田 禎子(中札内村) 荻原 正 (更別村) 板谷 裕康(大樹町)  
菅原 康博(広尾町) 中川 直幸(豊頃町) 水野 豊昭(浦幌町)  
阿部 秀幸(本別町:代理) 藤代 和昭(足寄町) 有田 勝彦(陸別町)
- 4 欠席委員  
なし
- 5 出席した事務局職員  
幕別町教育委員会教育部長 山端 広和  
" 学校教育課長 西田 建司  
" 学校教育係長 酒井 貴範
- 6 オブザーバー  
十勝教育局教育支援課長 森田 靖史  
義務教育指導班主査 山田 圭介
- 7 傍 聴 者 なし
- 8 協 議

(菅野会長)

ただ今から、令和3年度第2回第12地区教科書採択教育委員会協議会を開催いたします。  
議事に入ります前に事務局から事務報告をいたします。

(事務局)

本日の会議につきましては、本日お配りしました出席者名簿にごございますように、本別町  
布施委員の代理で阿部教育次長の出席を含めまして、全委員に出席をいただいております。

協議会規約第9条第4項の規定により、3分の2以上の出席がありますので本会議が成立  
していることをご報告いたします。

また、十勝教育局から森田教育支援課長、山田義務教育指導班主査に出席いただいております。

本日の会議資料のご確認をお願いいたします。

会議資料につきましては、議案のほか、右上に資料番号を記載しておりますが、資料1と  
いたしまして、令和3年6月2日付けで道教委から発出されました教義第232号通知「令和4  
年度使用教科書の採択事務処理について」。

次に資料2として、同じく道教委から発出されました令和3年7月2日付け教義第331号通  
知「令和4年度使用教科用図書のうち学校教育法附則第9条に規定する教科用図書並びに令  
和4年度から使用する中学校用教科用図書の採択について」、こちらには別添1から別添4と  
して、令和4年度使用教科用図書のうち学校教育法附則第9条に規定する教科用図書の採択  
基準と、令和4年度から使用する中学校用教科用図書の採択基準、またそれぞれの採択参考  
資料を添付しております。

次に資料3として、昨年度本協議会で決定しました「令和3年度から使用する中学校用教科用図書における採択結果」の社会（歴史的分野）となっております。

また、本日お配りしておりますが資料4「採択事務文書の公表の方法について」、資料5「第12地区教科用図書採択に係る文書、資料等の公表取扱要綱」、第1号様式「教科用図書採択事務文書開示請求書」、資料番号は付していませんが「第12地区教科書採択教育委員会協議会規約」と出席者名簿になります。

皆さん資料は揃っているでしょうか。

事務報告については、以上になります。

(菅野会長)

本日の会議は、採択の公正確保の観点から、協議会規約第9条第6項の規定に基づき、非公開とすることにご異議ありませんか。

(委員一同)

異議なし

(菅野会長)

異議なしと認め、本日の会議は非公開といたします。

(菅野会長)

それでは、議事に入ります。

協議案第3号「令和4年度から使用する中学校用教科用図書の採択替えについて」事務局より説明いたします。

(事務局)

資料1道教委から発出の「令和4年度使用教科書の採択事務処理について」をご覧ください。

令和4年度使用教科書の採択事務処理については、令和3年3月30日文部科学省通知を受け、4月8日付け、6月2日付けで北海道教育委員会から通知が発出されております。

今回の協議会開催に至った経緯を説明いたします。

資料1として添付している発出通知のうち、3枚目3月30日付けの文部科学省通知になりますのでこちらをご覧ください。

この通知の2ページになります。

「1の(2)中学校用教科書の採択について」に記載のとおり、令和3年度においては、無償措置法第14条の規定に基づき、無償措置法施行規則第6条各号に掲げる場合を除いて、令和2年度と同一の教科書を採択しなければならないこととされています。

令和3年度において、自由社の「新しい歴史教科書」が教科用図書検定規則に基づき、検定審査不合格の決定通知に係る年度の翌年度に行われた再申請により、令和2年度に文部科学大臣の検定を経て新たに発行されたことから、無償措置法施行規則第6条第3号により採択替えを行うことも可能であるとされております。

法令上同一の教科書を採択しなければならないとされておりますが、今回自由社の「新しい歴史教科書」が文科省の検定を経たことから、採択替えを行うか否かについて判断するものであります。

採択替えを行うか否かについては、この通知の(イ)に記載されていますが「採択権者の判断によるべきものであること。その際、都道府県教育委員会において行う新たに発行されることとなった図書についての調査研究の結果のほか、令和2年度における採択の理由や検討の経緯及び内容を踏まえて判断することも考えられること。」とされています。

資料1の1枚目令和3年6月2日付けの通知にお戻りください。

道教委の通知になりますが、中段の「判断についての説明責任等」をご覧ください。この中で、『採択替えを行うか否かについては、先ほど説明しました、文部科学省通知に基づき「採択権者の判断によるべきものであること。」とされており、判断は採択権者の説明責任の下に行うものであることから、教科書採択の公正性・透明性を確保する観点から、判断に至る経緯や理由等について対外的に十分説明ができるようにしておくこととされています。

また、採択替えを行うか否か判断する場合の方法については、特に定めはなく、文部科学省通知において「都道府県教育委員会において行う新たに発行されることとなった図書についての調査研究の結果のほか、令和2年度における採択の理由や検討の経緯及び内容を踏まえて判断することも考えられること。』と適正な採択事務処理を行うよう道教委より通知が発出されております。

次に資料2をご覧ください。

こちらは、道教委が作成した採択基準と採択参考資料の決定通知であり、項目3の(3)別添4令和4年度から使用する中学校用教科用図書採択参考資料は、採択権者が採択替えを行うか否かの判断の際や、実際に採択替えをする場合の検討等に活用すること。」とされております。

そのため、これら道教委で決定された別添4「令和4年度から使用する中学校用教科用図書 採択参考資料」と、資料3として、昨年度採択した結果を添付しております。以上で説明を終わります。

(菅野会長)

皆様には中学校用教科書見本歴史的分野と添付した資料により、令和4年度から使用する中学校用教科用図書の採択替えを行うか否かご意見をいただき判断したいと考えております。ご意見はございませんか。

(荻原委員)

はい。

(菅野会長)

荻原委員。

(荻原委員)

私は採択替えを行わなくて良いと思います。

歴史的分野においては、社会的事象の歴史的な見方・考え方を働かせ、課題を迫及したり、解決したりする活動を通して、公民として必要な資質・能力を育成することが求められています。

昨年、選定した東京書籍の教科書は、小学校で学習した歴史上の人物に着目して、時代区分との関わりについて考察する活動や、西暦や世紀、元号についてのまとめや年表の読み取りから年表の表し方の意味や意義を理解する活動を設定するなど、系統的・発展的に学習できるよう工夫されており、そうした資質・能力の育成に配慮がなされています。

以上のことから、私は採択替えを行わなくても良いと思います。

(菅野会長)

ありがとうございました。他にご意見はございませんか。

(程野委員)

はい。

(菅野会長)

程野委員。

(程野委員)

私も、採択替えは行わなくていいと思います。

今後の子供たちの学習においては、GIGAスクール構想の観点から、教育のICT化への工夫も求められています。

新たに発行された自由社の教科書は、1人1台端末を活用した学習活動として、インターネット調査の事例を掲載するなど、使用上の便宜が図られています。昨年、選定した東京書籍では、1人1台端末を活用した学習活動として、Dマーク、QRコードを掲載するなど、より使いやすい工夫がなされており、さらに学習者用デジタル教科書も発行されています。

加えて、歴史をとらえる見方・考え方を働かせるための手立てや探究的な学びのステップを、より大事にするとともに、他教科との関連を明示するなどの工夫がなされていることから、採択替えを行う必要はないと考えます。

(菅野会長)

ありがとうございました。他にご意見はございませんか。

(福地委員)

はい。

(菅野会長)

福地委員。

(福地委員)

歴史教科書の中では、北海道に関する歴史的事象を掲載して教えることも大切なことだと思います。

昨年の選定理由にもありますように、身近な地域の歴史の観点から、アイヌの人びとの歴史、文化について、東京書籍はアイヌ文化とその継承として、儀式や神話、生活の様子などの資料を掲載しているほか、13世紀以降のアイヌ文化の成立、展開や継承の動き、また、シヤクシャインの戦いや北海道旧土人保護法、アイヌ文化振興法の制定の変遷や差別、偏見をなくす取組など、関連するページ数として、18ページに渡り取り上げていますが、自由社の教科書では6ページと、やや物足りないような気がしますので、私は東京書籍のままでいいと思います。

(菅野会長)

ありがとうございました。他にご意見はございませんか。

(水野委員)

はい。

(菅野会長)

水野委員。

(水野委員)

私も同意見です。

歴史の学習においても、生徒が問題意識や興味・関心を持って学習に取り組むことができるよう身近な地域の歴史を活かした学習も大切です。道内の市町村等や北方領土など、北海道と関わりのある内容を掲載している箇所数も、自由社より東京書籍の方が多く取り上げています。

また、現実問題として、採択替えをすることによる先生方の負担増の懸念もあることから、採択替えは行わず、東京書籍のままでいいと思います。

(菅野会長)

他にご意見はございませんか。ないようですので、このあたりでまとめさせていただきたいと思います。

只今4名の委員からご意見がございましたが、令和4年度から使用する中学校用教科用図書の採択替えは行わない意見が全てでありましたので、採択替えは行わないことに決定したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(委員一同)

異議なし

(菅野会長)

異議なしと認め、令和4年度から使用する中学校用教科用図書の採択替えは行わないことと決定をいたします。

次に、協議案第4号令和4年度使用教科用図書のうち学校教育法附則第9条に規定する教科用図書の決定について事務局から説明いたします。

(事務局)

学校教育法附則第9条の規定によります教科用図書の採択にあたりましては、令和3年3月30日付けの文部科学省通知を受け、7月2日付けで北海道教育委員会からの通知が発出されております。

その中で、採択権者は教科の主たる教材として教育目標の達成上、適切な図書を採択することとし、6つの事項に留意することとされております。

一点目に児童・生徒の障害の種類・程度、能力・特性に最もふさわしい内容のものであること。二点目に可能な限り系統的に編集されており、教科の目標に沿う内容をもつ図書が適切であること。三点目に上学年で使用することとなる教科書との関連性を考慮すること。四点目に適切な体裁の図書を採択すること。五点目に価格はあまり高額なものに偏らないこと。六点目に分冊となっている一般図書を採択する場合は、年度当初にまとめて採択することとなっております。

これらの通知とともに、北海道教育委員会の採択参考資料をもとに、本協議会として全ての図書を採択し、その後において、採択権者の町村教育委員会において、他の教科書と一緒に採択していただき、各学校において、実際の児童生徒の障害の程度や実態に応じ、その中から採択することと取り進めていくことが適当であるかと思っております。

(菅野会長)

ただ今、事務局から説明がありましたとおり、令和4年度使用小・中学部を置く特別支援学校及び小・中学校特別支援学級教科用図書一般図書採択参考資料の全ての図書を決定し、その後において採択権者の町村教育委員会において、他の教科書と一緒に採択していただき、各学校において、実際の児童生徒の障がいの程度や実態に応じ、その中から選定していただくこととしたいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

(委員一同)

異議なし

(菅野会長)

異議なしと認め、令和4年度使用小・中学部を置く特別支援学校及び小・中学校特別支援学級教科用図書一般図書採択参考資料令和3年6月北海道教育委員会作成の全ての図書を採択することに決定をいたします。

以上で、全ての協議案を終了いたします。

なお、本日決定されました結果につきましては、事務局において作成し、後日、7月下旬を目途に、各町村に送付したいと思います。よろしいでしょうか。

(委員一同)

はい。

(菅野会長)

それでは、後日、各町村にメールで送付したいと思います。

次に、その他といたしまして、皆様方から何かありませんか。

ないようなので事務局から説明いたします。

(事務局)

採択事務文書の公表の方法についてご説明いたします。

本日お配りの資料4をご覧ください。

採択事務文書の公表につきましては、協議会規約第14条第2項の規定により、第12地区教科用図書採択に係る文書、資料等の公表取扱要綱を制定しており、資料5として添付しております。

要綱では、公表する採択事務文書の種類や開示の方法、取扱い窓口について規定しておりますので、次のとおり進めてまいりたいと考えております。

資料4の1点目公表する採択事務文書につきましては、要綱第2条第1号の採択した教科用図書名及び会社名から、第4号の協議会の議事録までであります。従いまして、要綱上、協議会の議案は公表する文書には含まれておりません。

2点目の開示の方法につきましては、要綱第3条の規定により、閲覧または写しを交付することにより行い、閲覧につきましては、各町村の教育委員会事務局が開示の事務取扱窓口となります。ただし、写しの交付につきましては、協議会の会長の属する教育委員会、幕別町教育委員会が開示事務取扱窓口となりますので、写しの交付申請が他の教育委員会にあった場合には、幕別町に第1号様式の開示請求書を提出するようお伝えください。また、ホームページへの掲載につきましては、事務局を担当する町のホームページでの公表と、事務局のホームページへ全ての町村のホームページからリンクを貼るということでございます。

3点目の公表の時期につきましては、会議録作成後に委員の皆様にご一読いただき、内容のご確認の後に、送付したいと考えております。8月31日までに各町村教育委員会において、採択を行わなくてはならないことから、全ての教育委員会が採択を終了してからこれらの公表に対応してまいりたいと考えております。

今後につきましては、7月末に、委員の皆様にご一読いただき、内容のご確認をお願いいたします。その後、要綱第2条に規定する公表する採択事務文書を閲覧用ファイルとしてまとめ、郵送したいと考えております。

以上です。

(菅野会長)

ただ今、事務局から説明しましたが、ご質問等はありませんか。

(委員一同)

なし。

(菅野会長)

ないようなので、全ての議事が終了いたしました。以上をもちまして、令和3年度第2回第12地区教科書採択教育委員会協議会を終了いたします。

お疲れ様でした。